

コミュニティづくり用品貸出し事務取扱要領

コミュニティづくり用品貸出し事務取扱要領（平成20年9月1日施行）の全部を改正する。
（趣旨）

第1条 この要領は、まちづくり及び地域づくりの推進に寄与するため、コミュニティづくり用品（以下「用品」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出用品）

第2条 貸出しをする用品は、別表のとおりとする。ただし、用品の状況等により指定管理者が貸出しに適しないと判断するときは、この限りでない。

2 用品の貸出しの期間は、1週間を超えることができない。

（貸出団体）

第3条 用品の貸出しを受けることができるものは、市内のコミュニティづくりのための行事を実施する団体で、指定管理者が適当と認めるものとする。

（貸出方法）

第4条 用品の貸出しを受けようとする団体は、用品を利用しようとする初日の前2月から前3日までの期間内に、コミュニティづくり用品利用申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要と認めたときにあつては、当該期間の前又は当該期間が経過した後であっても、本項本文の規定による申請をすることができる。

2 前項の申請は、中央公民館の休館日を除く、午前10時から午後7時までの間に行われなければならない。

3 指定管理者は、第1項の申請を適当と認めたときは、用品の貸出しをするものとする。

（利用団体の遵守事項）

第5条 用品の貸出しを受けた団体（以下「利用団体」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 用品を利用する権利を他のものに譲渡又は転貸をしないこと。

(2) 用品を営利目的で使用しないこと。

(3) 用品を改造しないこと。

(4) 用品を利用目的以外に使用しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示に従うこと。

（利用料）

第6条 用品の貸出しに対する利用料は、無料とする。

（利用者の管理義務）

第7条 利用団体は、用品の貸出し期間中、適正に用品を管理しなければならない。

（用品の返却）

第8条 利用団体は、用品を返却しようとするときは、指定管理者の点検を受けなければならない。

（き損の届出等）

第9条 利用団体は、貸出しを受けた用品をき損し、又は滅失したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

2 教育委員会は、利用団体が、故意又は過失により貸出しを受けた用品をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償させることができるものとする。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、用品の貸出しに関し必要な事項は、あらかじめ指定管理者が教育長の承認を得て定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年8月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後のコミュニティづくり用品貸出し事務取扱要領の規定は、この要領の施行の日以降に申請をした用品の貸出しについて適用し、同日前に申請をした用品の貸出しについては、なお従前の例による。

別表

用品名	数量
太鼓	大1・中3・小2
ばち(1組2本)	13組
大人用はんでんセット(はんでん・帯・豆しぼり×10)	8組
子ども用はんでんセット(はんでん・帯・豆しぼり×10)	8組
わた菓子機	2台
ポップコーン機	1台
かき氷機	2台
ドラムコード	1台
ちょうちんセット(ちょうちん・電球ソケット・電球40w×32、電線50m)	6組
大会用テント(3.6m×5.4m)	2張
長机	9台
椅子	77脚
AED	2台